

「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の施行に伴う自動車重量税及び印紙税の取扱いについて」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>第1 用語の意義</p> <p>この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) (省略)</p> <p>(11) 船舶の譲渡に関する契約書 課税物件表の第1号の物件名の欄1に掲げる船舶の譲渡に関する契約書をいう。</p> <p>(12)～(27) (省略)</p> <p>(28) 代替<u>漁船</u> 震災特例法施行令第41条第3項各号に該当する<u>漁船</u>をいう。</p> <p>(29) (削除)</p> <p>第3 印紙税関係</p> <p>第51条《東日本大震災の被災者が作成する<u>漁船</u>の取得又は建造に係る<u>漁船</u>の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税》関係</p> <p>(「分割により東日本大震災により被害を受けた<u>漁船</u>に係る事業に関して有する権利義務を承継させた場合」の意義)</p> <p>1 震災特例法施行令第41条第2項第3号及び同項第4号に規定する「分割により東日本大震災により被害を受けた<u>漁船</u>に係る事業に関して有する権利義務を承継させた場合」とは、法人の分割により東日本大震災により被害を受けた<u>漁船</u>に係る権利義務を当該分割に係る分割承継法人に</p>	<p>第1 用語の意義</p> <p>この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) (同左)</p> <p>(11) 船舶若しくは航空機<u>の</u>譲渡に関する契約書 課税物件表の第1号の物件名の欄1に掲げる船舶若しくは航空機<u>の</u>譲渡に関する契約書をいう。</p> <p>(12)～(27) (同左)</p> <p>(28) 代替<u>船舶</u> 震災特例法施行令第41条第3項各号に該当する<u>船舶</u>をいう。</p> <p>(29) <u>代替航空機</u> 震災特例法施行令第41条第6項に該当する航空機をいう。</p> <p>第3 印紙税関係</p> <p>第51条《東日本大震災の被災者が作成する<u>船舶又は航空機</u>の取得又は建造に係る<u>船舶又は航空機</u>の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税》関係</p> <p>(「分割により東日本大震災により被害を受けた<u>船舶</u>に係る事業に関して有する権利義務を承継させた場合」の意義)</p> <p>1 震災特例法施行令第41条第2項第3号及び同項第4号に規定する「分割により東日本大震災により被害を受けた<u>船舶</u>に係る事業に関して有する権利義務を承継させた場合」とは、法人の分割により東日本大震災により被害を受けた<u>船舶</u>に係る権利義務を当該分割に係る分割承継法人に</p>

承継させた場合をいうのであるから留意する。

(削除)

(滅失等した「漁船」の意義)

- 2 震災特例法第51条第1項に規定する「東日本大震災により滅失した漁船又は東日本大震災により損壊したため取り壊した漁船」は、船舶法(明治32年法律第46号)第5条に規定する船舶原簿に登録を要する総トン数20トン以上の船舶及びこれに類する外国籍の船舶に限られないことに留意する。

(非課税措置の対象となる漁船の譲渡に関する契約書等の範囲)

- 3 震災特例法第51条の規定による非課税措置の対象となる文書に該当するか否かの判定に当たっては、次の点に留意する。

(注) 文書の所属の決定及び記載金額の計算は、通則の規定により行うことに留意する。

- (1) 被災者(震災特例法第51条第1項に規定する「被災者」をいう。(2)において同じ。)が同項の場合に作成する船舶の譲渡に関する契約書又は請負に関する契約書で、次に掲げるものについても同条の規定が適用される。

イ 通則3の規定により文書の所属が船舶の譲渡に関する契約書又は請負に関する契約書となったもの

ロ 契約の変更又は補充等の契約書

(注) イの場合、通則3の規定により所属が決定されなかった号の文書としての課税関係は生じないのであるから留意する。

- (2) 被災者が震災特例法第51条第1項の場合に作成する文書であっても、船舶の譲渡に関する契約書又は請負に関する契約書に該当しない

承継させた場合をいうのであるから留意する。

(注) 震災特例法施行令第41条第5項の規定により、同条第2項第3号及び同項第4号の規定が読み替えられる場合にあつては、「船舶」とあるのは「航空機」と読み替えるものとする。

(滅失等した「船舶」の意義)

- 2 震災特例法第51条第1項に規定する「東日本大震災により滅失した船舶又は東日本大震災により損壊したため取り壊した船舶」は、船舶法(明治32年法律第46号)第5条に規定する船舶原簿に登録を要する総トン数20トン以上の船舶及びこれに類する外国籍の船舶に限られないことに留意する。

(非課税措置の対象となる船舶の譲渡に関する契約書等の範囲)

- 3 震災特例法第51条の規定による非課税措置の対象となる文書に該当するか否かの判定に当たっては、次の点に留意する。

(注) 文書の所属の決定及び記載金額の計算は、通則の規定により行うことに留意する。

- (1) 被災者(震災特例法第51条第1項に規定する「被災者」をいう。(2)において同じ。)が同条第1項又は第2項の場合に作成する船舶若しくは航空機の譲渡に関する契約書又は請負に関する契約書で、次に掲げるものについても同条の規定が適用される。

イ 通則3の規定により文書の所属が船舶若しくは航空機の譲渡に関する契約書又は請負に関する契約書となったもの

ロ 契約の変更又は補充等の契約書

(注) イの場合、通則3の規定により所属が決定されなかった号の文書としての課税関係は生じないのであるから留意する。

- (2) 被災者が震災特例法第51条第1項又は第2項の場合に作成する文書であっても、船舶若しくは航空機の譲渡に関する契約書又は請負に関

ものは、同条の規定は適用されない。

(例)

代替漁船の取得又は建造代金の支払のために振り出す課税物件表の第3号に掲げる約束手形

(代替漁船の判定)

4 代替漁船に該当するか否かについては、震災特例法第51条第1項に規定する契約書の作成時に当該契約書その他の書面により判定する。

(「契約書その他の書面により明らかにされているもの」の意義)

5 震災特例法施行令第41条第3項第2号に規定する「契約書その他の書面により明らかにされているもの」とは、次のようなもので、後日においても明らかにされるものをいう。

- (1) 震災特例法第51条第1項に規定する契約書に代替漁船に該当する旨が記載されているもの
- (2) その他の書面の記載内容等により代替漁船に該当することが確認できるもの

する契約書に該当しないものは、同条の規定は適用されない。

(例)

代替船舶又は代替航空機の取得又は建造代金の支払のために振り出す課税物件表の第3号に掲げる約束手形

(代替船舶又は代替航空機の判定)

4 代替船舶又は代替航空機に該当するか否かについては、震災特例法第51条第1項に規定する契約書の作成時に当該契約書その他の書面により判定する。

(「契約書その他の書面により明らかにされているもの」の意義)

5 震災特例法施行令第41条第3項第2号又は同条第6項に規定する「契約書その他の書面により明らかにされているもの」とは、次のようなもので、後日においても明らかにされるものをいう。

- (1) 震災特例法第51条第1項に規定する契約書に代替船舶又は代替航空機に該当する旨が記載されているもの
- (2) その他の書面の記載内容等により代替船舶又は代替航空機に該当することが確認できるもの